

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成29年2月2日（平成29年（行情）諮問第41号）

答申日：平成29年12月18日（平成29年度（行情）答申第389号）

事件名：特定の行政文書開示決定通知書に記載の「ジフェニルアルシン酸及び関連物質の分析結果」の本体全部の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、順に「文書1」、「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月7日付け環保安発第1609074号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、請求した文書の実物を全て開示することを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書1の記載によると、おおむね次のとおりである（なお、意見書2並びに資料1及び資料2の内容は省略する。）。

##### （1）審査請求書

「環保安発第1609074号」は、「請求する行政文書の名称等」に「環保安発第1512014号「1 開示する行政文書の名称 ①ジフェニルアルシン酸及び関連物質の分析結果」の本体全部。（IIということは、Iもあるはず。目次を含む全体の書類を開示請求する。）」と記入して請求した文書である。

「環保安発第1512014号」は、平成27年6月4日付けで「2003年に行った特定地の地下水及び土壌の調査の分析データ一切（分析機関から提出されたもの、及び特定県から出されたものを含む）」と請求した結果、開示された書類である。それにより開示された書類は、分析機関名も調査日時も調査場所もない化学物質のみが記載された書類であった。

そこで、残りがあることが明らかなので「本体全部」として請求した。ところが、開示請求に関して環境省環境リスク評価室特定職員に電話で開示されていない書類を一切開示するよう伝え、同職員も了解したと答えていた。ところが、「環保安発第1609074号」による開示文書は、分析機関名がなく、前回と同様であった。

## (2) 意見書1

ア 環境省理由説明書（下記第3。以下同じ。）に対する反論

理由説明書「4 審査請求人の主張についての検討（1）分析機関名について（2）調査日時について」に対して反論し、「4 審査請求人の主張についての検討（3）調査場所について」は、環境省の説明を認容する。

(ア) 前提となる事実

本件により開示された書類には、表紙も全体の目次も裏表紙も通しのページ番号も存在しない（別添証拠1-1ないし1-3（省略））。

(イ) 環境省の説明

理由説明書4（1）には、「上記業務を環境省環境保健部から委託され、独立行政法人国立環境研究所では以下のように研究業務を遂行した。」との記載があり、分析機関名は記載されている。

「当該報告書には、土壌、地下水の分析時期は、ボーリング掘削直後に行われたとの記述があり、ボーリング掘削時期も記載されている。」から、調査日時は記載されている。

(ウ) 理由説明書4「（1）分析機関名について」に対する反論

A 環境省の説明する、「上記業務を環境省環境保健部から委託され、独立行政法人国立環境研究所では以下のように研究業務を遂行した。」は、環境省が当方に開示した書類の3枚目に記載されている（別添証拠1-1（省略））。

B 国立研究開発法人国立環境研究所受託業務規程（別添証拠2（省略））3条により締結事項が規定されている。締結事項には、「（1）受託業務の題目（・略・）」、（2）受託業務の目的及び概要、（3）受託業務を実施する場所、（4）受託業務の開始及び完了の時期」などがある。したがって、成果物の報告書には、題目や実施時期、場所の記述は必須事項である。

また、2016年に情報公開開示請求により入手した「平成17年度環境省請負 平成17年度ジフェニルアルシン酸分析業務 業務報告書 第II部環境調査結果 平成18年3月 独立行政法人国立環境研究所」には、題目や時期、採水日、ページ番号が記載されている（別添証拠3（省略））。

C 平成17年度の独立行政法人国立環境研究所（現・国立研究開発法人国立環境研究所。以下「国立環境研究所」という。）の報告書には、表紙があり、題名、採水日、ページ番号が記されている。しかし、本件開示文書には表紙がなく、文中に国立環境研究所の名称が記されているに過ぎない。同じ機関が異なる様式の報告書を作成することは通常では考えられない。したがって、環境省の主張は不当である。

(エ) 理由説明書4「(2) 調査日時について」に対する反論

A 環境省は、「当該報告書には、土壌、地下水の分析時期は、ボーリング掘削直後に行われたとの記述があり、ボーリング掘削時期も記載されている。」と記している。その当該報告書の「特定町における汚染メカニズム解明のための調査中間報告書」（別添証拠4（省略））には、「5. 土壌・地下水汚染の実態・・・（略）・・・なお、採取、採取時期について、土壌はボーリング掘削直後、地下水はボーリング掘削直後と、2004. 7～8月、2004. 10月、2005. 2～3月の4時期である。」と記されている。

B 土壌は掘削直後と判断できるが、地下水は4時期採水日が存在するのであり、環境省の説明では本件の開示された地下水の採水日が何時なのかは不明である。

C さらに、「II-4-1 ボーリング井戸水中のジフェニルアルシン酸の分析結果」（別添証拠1-2（省略））における調査対象の地点番号は、地点6から地点186までのデータが一度の調査結果として掲載されているが、地点6のボーリングは、掘削完了日2004年1月16日であり、地点186は、掘削完了日2004年3月22日である（別添証拠5（省略））。このように、地点6も地点186も2004年なのであるから、他の地点も2004年以降の採水日と推測される。

D 本件情報公開請求は、当方は、2003年の特定地の地下水と土壌の分析データを開示請求した。しかし、環境省の説明では、「II-4-1 ボーリング井戸水中のジフェニルアルシン酸の分析結果」は2004年以降に採水されたとの結論に至る。一方、「地下水はボーリング掘削直後」に採水が実施されているとの記述があることから、2003年の採水データが別に存在すると推察される。

E さらに、特定検討会（2003年7月25日）の配布資料である、「資料2 特定町（特定地区）における汚染源調査結果報告書 平成15年7月25日」（別添証拠6-1（省略））に添

付された「別紙 3-5」特定町特定井戸周辺土壌／地下水中のヒ素化合物分析結果（一次報告） 国立環境研究所」（別添証拠 6-2（省略））には、「ヒ素濃度 含有量簡易分析結果 単位（ppm）」が報告されている。このことから、その基となった分析機関の報告書が存在することは容易に推察できる。

したがって、本件開示文書は、当方が請求した情報公開請求の文書には該当しない。よって、2003年の土壌及び地下水の分析データを全て開示せよ。

#### イ ジフェニルクロロアルシン（DA）に関する反論

##### （ア）前提の事実

「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-MS分析結果）」（別添証拠 1-3（省略））において、DPACI（ジフェニルアルシクロライド）が、地点 46，地点 73，地点 83において検出されたが、その後の確認調査に関するデータは存在しない。

##### （イ）反論

A 「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-MS分析結果）」で検出された、DPACI（ジフェニルアルシクロライド）とは、ジフェニルクロロアルシン（DA）の別名である（別添証拠 7（省略））。旧日本軍では、「あか剤」と呼ばれていた（別添証拠 8（省略））。旧日本軍の毒ガスであるあか剤が検出されたのであれば、その後は慎重な対応が求められる（別添証拠 9（省略））。

B ところが、環境省の開示書類には、ジフェニルクロロアルシン（DA）に対する確認分析をした書類が存在しない。危険な毒ガス成分が検出されていながら、放置したとは考えられない。環境省はジフェニルクロロアルシンに関する確認調査の書類を開示すべきである。

#### ウ 「請求した実物をすべて開示せよ。」に対する環境省の対応について

##### （ア）前提の事実

当方は、情報公開請求した対象書類の実物の閲覧を希望した。

##### （イ）反論

当方は、2017年1月20日に環境省に出向き、「環保安発第1609074号」と「環保安発第1512014号」の書類のつながりを確認した。その際、環境省は実物を提示しなかった。また、整合しない書類があり担当者に質問すると、担当者はこそこそと手持ちのファイルを見て答えた。

結局、当方は実物を見ていない。環境省が当方に実物を見せない

のは、都合が悪いからではないのか。実物の閲覧希望を伝えているにもかかわらず、見せないのは不当である。

#### エ まとめ

以上により、環境省の説明は不当である。

2003年の地下水及び土壌に関する分析データを全て開示せよ。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案概要

(1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し、平成28年8月4日付けで「環保安発第1512014号「1 開示する行政文書の名称 ①ジフェニルアルシン酸及び関連物質の分析結果」(※)の本体全部。(IIということは、Iもあるはず。目次を含む全体の書類を開示請求する。)」(本件請求文書)の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行い、処分庁は同月8日付けでこれを受理した。

(※)環保安発第1512014号「1 開示する行政文書の名称 ①ジフェニルアルシン酸及び関連物質の分析結果」は、本件開示請求に先立ち、同一開示請求者からなされた「2003年に行った特定地の地下水及び土壌調査の分析データ一切(分析機関から提出されたもの、及び特定県から出されたものを含む。)」に係る開示請求に対し、開示した行政文書である。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成28年9月7日付けで審査請求人に対し、行政文書の一部を開示する旨の決定通知(原処分)を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、平成28年10月28日付けで処分庁に対して、原処分について、「請求した物の実物をすべて開示せよ。」という趣旨の審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行い、処分庁は同月31日付けでこれを受理した。

なお、審査請求人からの聞き取りによると、本件審査請求は「2003年に行った特定地の地下水及び土壌調査の分析データ」に係る分析機関名、調査日時及び調査場所の記載されている文書を開示せよという趣旨であるとのこと。

(4) 諮問庁は、本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、諮問庁において本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

#### 2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求に対する処分庁の考え方は以下のとおりである。

本件開示請求に係る行政文書には、戸別の汚染状況に関する情報が含まれており、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため、不開示とし、法6条1項及び9条1項の規定に基づき、原処分をしたものである。

### 3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、分析機関名、調査日時及び調査場所の記載されている文書の開示を求めているので、その主張について検討する。

#### (1) 分析機関名について

審査請求人は、原処分に係る行政文書に分析機関名が記載されていないと主張している。

しかし、当該行政文書には、「上記業務を環境省環境保健部から委託され、独立行政法人国立環境研究所では以下のように研究業務を遂行した。」とあり、分析機関名が記載されている。また、分析機関名が記載されている旨は審査請求人にも伝えている。

#### (2) 調査日時について

審査請求人は、原処分に係る行政文書に調査日時が記載されていないと主張している。

審査請求人の主張するとおり、本件開示請求に係る行政文書には、不開示部分も含め、調査日時は記載されていない。しかし、この報告書を踏まえてとりまとめた「特定町における汚染メカニズム解明のための調査 中間報告書」を処分庁ホームページにて公表しているが、当該報告書には、土壌、地下水の分析時期は、ボーリング掘削直後に行われたとの記述があり、ボーリング掘削時期も記載されている。また、当該報告書を処分庁ホームページにて公表している旨は審査請求人にも伝えている。

#### (3) 調査場所について

審査請求人は、原処分に係る行政文書に調査場所が記載されていないと主張している。

当該行政文書には、調査場所として、試料採取位置が記載されており、法5条1号に該当するものを除き、開示している。また、試料採取位置が記載されている旨は審査請求人にも伝えている。

### 4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |                     |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 平成29年2月2日 | 諮問の受理               |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受       |
| ③ | 同月16日     | 審議                  |
| ④ | 同月17日     | 審査請求人から意見書1及び資料1を收受 |
| ⑤ | 同年11月30日  | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件 |

## 対象文書の見分及び審議

- ⑥ 同年12月11日 審査請求人から意見書2及び資料2を收受
- ⑦ 同月14日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書）を特定した上で、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、審査請求書（上記第2の2（1））及び意見書1（上記第2の2（2））の記載によれば、本件審査請求は、上記不開示部分の開示を求めるものではなく、本件対象文書の特定の妥当性を争い、本件請求文書に該当する文書全ての開示を求めているものと解される。

しかしながら、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

#### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件開示請求書の「1 請求する行政文書の名称等」欄には、「環保安発第1512014号「1 開示する行政文書の名称 ①ジフェニルアルシン酸及び関連物質の分析結果」の本体全部」との記載があることから、本件開示請求は、要するに、上記第3の1（1）の別件開示請求に対する別件開示決定（以下「別件開示決定」という。）で開示された文書の「本体全部」の開示を求めるものと認められる。
  - (2) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、これは、環境省環境保健部が国立環境研究所に対して、生体試料及び環境試料中に含まれるジフェニルアルシン酸の分析について請け負わせた業務（以下「本件業務」という。）の成果物である報告書であり、「第Ⅰ部」（文書1）の部分と「第Ⅱ部」（文書2）の部分とに大きく区分されているものと認められる。そして、諮問庁から別件開示決定に基づき開示が実施された文書（以下「別件開示文書」という。）の提示を受けて確認したところ、別件開示文書は、その体裁や内容に照らし、本件対象文書の一部（「第Ⅱ部」の一部）であると認められる。したがって、本件対象文書は、別件開示文書の「本体全部」に含まれるものであると認められる。
- また、文書1及び文書2には、それぞれ表紙及び目次があり、各目次に記載された各項目に対応する本文部分もそれぞれ含まれている上、各最終ページには「再生紙：古紙含有率100%かつ白色度70%以下のものを使用」との記載がされていることが認められ、かつ、全ページに係る通し番号は付されていないものの、その内容等に照らし、そのページに不足があるとも認められず、さらに、諮問庁から本件対象文書のデ

ータが保存されたCD-R 2枚に記録されたファイルに係る資料の提示を受け、これに記載されたファイルの名称及び個数を確認しても、特段の問題があるとは認められない。

さらに、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、文書1及び文書2以外の特定すべき文書の有無について確認させたところ、諮問庁は、本件対象文書は、環境省環境保健部が国立環境研究所に対して生体試料及び環境試料中に含まれるジフェニルアルシン酸の分析について請け負わせた業務（本件業務）の成果物であり、文書1及び文書2のほかに特定すべき文書は存在しない旨説明する。本件対象文書の内容等に照らし、諮問庁の当該説明に不自然、不合理な点があるとは認められず、これを否定するに足りる事情も認められない。

(3) なお、原処分に基づき開示が実施された文書（以下「開示実施文書」という。）を確認したところ、開示実施文書には、本件対象文書に含まれている文書1及び文書2の各表紙並びに分析結果等に係るページの一部が不足しており、諮問庁によれば、これらの部分については開示請求者に開示していないとのことであった。原処分対象とされた文書1及び文書2の名称（別紙の2）によれば、文書1及び文書2の表紙を含む上記不足分のページが原処分の対象から除外されていたとは解されないから、開示の実施に不備があったものと認められる。

(4) 審査請求人は、上記第2の2のとおり、本件対象文書には分析機関名や調査日時の記載がないなどとして、本件対象文書以外の文書が存在するはずである旨を主張しているので、以下、検討する。

ア まず、分析機関名については、文書1については表紙及び本文に、文書2については表紙に、それぞれ「独立行政法人国立環境研究所」と明記されていることが認められる。

イ また、調査日時については、確かに本件対象文書に具体的な記載がされていないため、当審査会事務局職員をして諮問庁にこの点について確認させたところ、諮問庁は、国立環境研究所に対しては、特定県又は別業者により採取された試料を送付の上で、それら試料中のジフェニルアルシン酸の分析を請け負わせたのであり、それら試料の採取日等は環境省において別途把握していたのであるから、本件業務の成果物である本件対象文書に、当該採取日等が具体的に記載される必要はないため、そのような記載はされていない旨説明する。

本件対象文書を見分したところ、分析対象試料につき、特定県が採取・送付したもの又は環境省が採水・掘削を委託した業者が採取・送付したものである旨の記載がされていることが認められ、諮問庁の上記説明に不自然、不合理な点があるとは認められず、これを否定するに足りる事情も認められない。

ウ さらに、審査請求人は、「2003年の採水データが別に存在すると推察される」と主張しているため、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、環境省ウェブサイトにて公表している「特定町における汚染メカニズム解明のための調査 中間報告書」に記載しているとおおり、採水は、平成15年（2003年）6月から平成16年（2004年）3月までのボーリング掘削直後（初期）のほか、同年夏季（7～8月）、同年秋季（10月）及び平成17年冬季（2～3月）にも実施しているが、本件対象文書はこれらのうち平成16年3月までに採水された地下水を分析した結果を報告したものであるから、平成15年中の採水データも含まれている旨説明する。文書1及び文書2の作成時期（平成16年3月）や、諮問庁から上記中間報告書の提示を受けて確認した結果を踏まえれば、本件対象文書には平成15年中の採水データも含まれているとする諮問庁の上記説明に不自然、不合理な点があるとは認められず、これを否定するに足りる事情も認められない。

エ 加えて、審査請求人は、文書2の「II-5-2 化学兵器関連物質の分析結果（GC-MS分析結果）」においてDPACI（ジフェニルアルシクロライド）が検出された旨記載されている以上、これについての更なる確認調査が行われたはずである旨主張するため、当審査会事務局職員をして諮問庁にこの点を確認させたところ、諮問庁は、文書2においては「標準物質が入手できなかった物質が多いため、本結果は暫定的なものである。」と明記されているように、この時点の分析結果は飽くまで暫定的なものであって、そのような更なる確認調査は行われていない旨説明する。

文書2の目次を見ると、上記「II-5-2」は文書2の実質的な最終項目に位置付けられており、かつ、当該「II-5-2」の表題部分には、諮問庁が説明するとおり、分析結果は暫定的なものである旨の記載があること等からすれば、本件業務の成果物として、文書1及び文書2以外の更なる確認調査結果に係る文書が作成されたとはうかがわれないから、諮問庁の当該説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

オ 以上によれば、審査請求人の上記主張は、いずれも本件開示請求の対象となる他の文書の存在をうかがわせるに足りるものではない。

(5) したがって、環境省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 付言

(1) 処分庁は、原処分において、本件対象文書を特定し、法5条1号を理由にその一部を不開示としているところ、原処分に係る行政文書開示決定通知書上、「不開示とした部分」として「個人の権利利益を害するおそれがある部分」と記載されているのみであるが、これでは、いかなる部分が不開示とされたのかが不明確である。

原処分については、開示請求者が開示実施文書を手に入れない限り、いずれの文書のいかなる部分が不開示とされているのかを了知し得ないのであり、上記のような記載の方法は、理由提示を必要とする行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるから、処分庁においては、今後の開示請求への対応に当たり、上記の点について留意すべきである。

(2) 処分庁は、上記第5の2(3)のとおり、原処分に基づく開示の実施に不備があったものであるが、別件開示文書についても同様の不備があったものと認められるところであり、このような対応は、情報公開制度の精神にもとるものといわざるを得ないものであるから、処分庁においては、今後の開示請求への対応に当たり、原処分に即した適正な開示の実施に留意すべきである。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、環境省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

#### (第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

## 別紙

### 1 本件請求文書

環保安発第1512014号「1 開示する行政文書の名称 ①ジフェニルアルシン酸及び関連物質の分析結果」の本体全部。（IIということは、Iもあるはず。目次を含む全体の書類を開示請求する。）

### 2 本件対象文書

文書1 第I部 認定作業結果

文書2 第II部 環境調査結果